

## 自治の力みなぎる県づくり

発行  
長野県県民文化部県民協働課  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692-2県庁東庁舎1階  
TEL026-235-7189 FAX026-235-7258  
長野県公式ホームページ「NPO情報コーナー」  
Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

## お知らせ

令和2年7月豪雨により被災された皆様に心から御見舞いを申し上げます。

内閣府では、今回の災害により被災されたNPO法人に対して、特定非営利活動促進法に定めている、毎事業年度初めの三月以内に前事業年度の事業報告書等を事務所に備え置かなければならない義務などについて、今回の豪雨災害により履行期限が到来するまでに履行されない場合でも、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任について令和2年10月30日まで免責することとしていますのでお知らせします

詳細は、内閣府NPOホームページをご覧ください。

URL <https://www.npo-homepage.go.jp/news/2020-flood-qa>

また、ご不明な点などがありましたら、遠慮なく県民協働課までお尋ねください。

## 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置の対象

- 特定非営利活動促進法第7条第1項に係る法人設立の登記
- 同法第14条に係る財産目録の作成及び備置き
- 同法第23条第1項に係る役員変更届の提出
- 同法第25条第6項及び第7項に係る定款変更届の提出
- 同法第28条第1項及び第2項に係る事業報告書等の備置き
- 同法第28条の2第1項に係る貸借対照表の公告
- 同法第29条に係る事業報告書等の提出
- 同法第31条の3第2項に係る破産手続き開始の申立て
- 同法第31条の10第1項に係る解散時における債権の催告
- 同法第31条の12第1項に係る清算中の破産手続き開始の申立て
- 同法第35条第1項及び第2項に係る合併関連の書類の備置き等
- 同法第36条第2項に係る合併における財産の信託
- 同法第49条第4項に係る認定に関する書類等の提出
- 同法第52条第2項に係る役員変更等の届出及び提出
- 同法第53条第1項及び第4項に係る代表者の変更等の届出及び事務所の新設及び廃止に関する通知等
- 同法第54条第1項から第4項に係る役員報酬規程等の備置き
- 同法第55条第1項及び第2項に係る役員報酬規程等の提出

新型コロナウイルスの感染拡大による事業報告書等の提出遅延については、令和2年4月発行の「NPO 通信臨時号」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>)で諸手続きの弾力的運用等をお知らせしたところですが、今回の令和2年7月豪雨の影響により、事業報告書等の期限までの提出等ができない場合は、事業報告書等を提出する際に「令和2年7月豪雨の影響により履行が遅れた」旨を書面に記載いただき、管轄する地域振興局又は県民協働課に提出をお願いします。